

松江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 170 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（手続等の<u>公表</u>） 第 3 条 市長は、松江市の機関が手続等を情報通信技術利用条例の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととするときは、あらかじめ、その旨を<u>公表</u>する。 <u>2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</u>	（手続等の<u>告示</u>） 第 3 条 市長は、松江市の機関が手続等を情報通信技術利用条例の規定により電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととするときは、あらかじめ、その旨を<u>告示</u>する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。